

# 福岡県公報

令和 7 年 10 月 14 日  
第 637 号

## 目次

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 1
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (情報政策課) ..... 1
- 漁業法及び福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の  
公開 (漁業管理課) ..... 1
- 公安委員会
- 福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続 (警察本部総務課) ..... 2

## 公 告

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
那珂川市大字山田字僧原292番 1 及び292番 6 から292番14まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大野城市瓦田三丁目 7 番 3 号  
株式会社那珂興業  
代表取締役 古賀 任

### 公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第37条第 4 項第 5 号及び第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則及び知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年福岡県規則第42号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部情報政策課に備え置きます。

令和 7 年 10 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 意見を募集しなかった理由  
内閣官房が意見公募手続をして定めた行政手続における添付書面等の省略に係る書面等及び措置を定める改正と実質的に同一の内容を定めるもの及び福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年福岡県条例第31号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第 4 項第 5 号及び第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

### 規則の公布日

令和 7 年 10 月 3 日

### 公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第 3 項及び福岡県漁業調整規則（令和 2 年福岡県規則第62号）第48条第 3 項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

令和 7 年 10 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 不利益処分の根拠となる法令の条項  
漁業法第131条第 1 項及び福岡県漁業調整規則第48条第 1 項

### 聴聞の期日及び場所

令和 7 年 10 月 23 日 14 時 15 分

福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県庁北棟 4 階

海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第303号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、福岡県公安委員会電子署名規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和 7 年 10 月 14 日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和 7 年 10 月 1 日から同月 30 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部総務課に備え置く。